

# 北海道本別町議会

## 事績 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### 1 議会基本条例の制定

議会基本条例の策定については、平成24年度から議会改革・活性化の項目に盛り込み、数多くの議論を重ねてきました。町民に開かれた参加の場の確保、議員の責務、議会運営の基準などをこの条例に定め、町民の皆さんに信頼される議会づくりを目指すため、「身の丈に合った議会基本条例」の策定に向けた取組みを進め、町長による政策等の形成過程の説明、議員相互の自由討議の推進などを謳った「本別町議会基本条例」を平成28年6月に制定しました。

### 2 自己評価等の検証

議会基本条例の制定を機に、「議員一人一人が1年間どのように考え、どう活動したのか」33項目に渡りAからDランクまでの自己評価の検証と、今後の課題及び改善策を含めた議会全体での検証を行いました。また、その結果を、まちのホームページで公表しており、町民に対し議会情報の積極的公開を進めています。

### 3 反問権・政治倫理要綱の制定

質疑・質問の内容に責任があることを自覚するべく、議員に対する反問を認める「反問権実施要項」を定め、内容及び趣旨の確認並びに議員の考え方、根拠について、答弁者が議員に質問することを可能としています。また、議員は二元代表制の一翼を担う町民全体の代表者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めるなどとする「政治倫理要綱」を議会基本条例と同時に制定しており、議会運営のルールを定め、実践することにより、町民の皆さんにより信頼される議会づくりを目指しています。今後は、一問一答方式の細目方式の導入に向けた検討などを行い、町民にわかりやすい議会運営に努めて参ります。

### 3 議員勉強会の開催

予算、決算審査特別委員会の開会前には、総務・産業厚生各常任委員会で事前勉強会を開催しており、町民の大切なお金の使い道について、十分に審議できる体制づくりに努めています。

## 事績 2 住民に開かれた議会

### 1 町民懇談会の開催及び議長との対話室の開設

積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進などを目的に、議会活動や議会の状況をまとめた議会報告と、町民の意見を聞く町民懇談会を平成21年から毎年開

催しています。町内6カ所を議員が2班に分かれて、3日間程度開催し、町民の方からいただいた意見要望等を議会運営委員会及び議員協議会で検証し、必要な場合は行政へ伝えると共に、懇談会の結果をQ&A形式で町内全世帯へ速報版として発行しております。

また、議会閉会時など任何时候でも、議長と町民との対話室を開設し、開かれた議会運営に努めています。

## 2 議会だよりの発行

議会広報の発信力の向上と町民との対話を大切にした開かれた議会を目指すため、平成26年1月に広報特別委員会を町行政事務を所管する広報広聴常任委員会へ移行しました。所管事務調査のほか、議会だよりは定例会後の年4回発行し、5名の委員で1号の発行毎に4回の常任委員会を開催しています。「本別町議会広報編集方針」に基づき、原稿作成から関連写真の撮影、議会に傍聴に来られた方へのインタビューなどを委員が主となり行っています。一般質問については、質問した議員自ら反訳原稿を元に記事を作成し、それを委員が確認する作業も行っています。また、表紙には子どもの写真を積極的に使い、キャプションなども工夫しながら、「手に取って、読んでもらえる」議会だよりの発行に努めています。

## 3 ナイター議会の開催

普段、日中の仕事などで、傍聴に来られない方のために、平成12年から毎年3月の定例会（一般質問）時にナイター議会を開催し、アンケート調査も同時に行い、町民の声を議会運営に反映させています。また、各定例会毎に審議内容や一般質問のタイトルを伝える新聞折込チラシの作成や、傍聴者のプライバシーを配慮し、受付簿を一覧表方式から個票へと切り替えました。

## 4 地域との関わり（子ども議会の開催・ボランティア活動）

次代を担う子どもたちの視点から町に対する要望や意見を表明する機会をつくることで、社会への参画意識の高揚を図るとともに議会やまちづくりに対する関心、理解を深めてもらうことを目的とし、小学校児童への子ども議会の開催と、今後は中学校生徒も対象とした開催を計画しています。また、生徒数の減少により募集枠の確保に苦慮する本別高校を議会でも全面的にバックアップすべく、総合的な探究活動に対して関係機関と連携し協議を重ねています。

さらに、町の進展に寄与することを目的に組織を立ち上げている議員会では、毎年、社会奉仕活動の一環として、町内のごみ拾いを行っており、地域に根差した取り組みを議員一丸となって進めています。